



労働かながわ

2019 3・4月号
No.718

平成31年度 前期技能検定のご案内

技能検定とは、働く人々の持っている技能を一定の基準によって検定し、これを公に証明する職業能力開発促進法に基づく検定制度です。

合格した方には、厚生労働大臣（特級、1級及び単一等級）又は、県知事（2級及び3級）から合格証書が交付され、「技能士」と称することができます。

1 申請受付

4月3日(水)から4月16日(火)まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)

神奈川県職業能力開発協会(横浜市中区寿町1-4、かながわ労働プラザ6階)で受付

2 技能檢定職種

1級・2級=園芸装飾、造園など41職種、3級=金属熱処理など16職種、単一等級=産業洗浄1職種

3 受検申請書用紙配布場所

神奈川県職業能力開発協会、県立産業技術短期大学校、各県立職業技術校、神奈川障害者職業能力開発校、各地域県政情報コーナーなどで、3月上旬から配布

4 問合せ先

神奈川県職業能力開発協会 電話 045-633-5419

神奈川県産業労働局労働部産業人材課技能振興グループ … 電話 045-210-5720

働き方改革の手引き 「中小企業こそ、働き方改革を！」
～働き方改革のすべてがわかる～を作成しました

長時間労働の是正や人手不足対策、生産性の向上といった課題を解決するためには、各企業において働き方改革に取り組んでいくことが求められています。

また、平成30年6月に成立した働き方改革関連法が平成31年4月から順次施行されるため、これに的確に対応していくことが喫緊の課題となっています。



そこで、県では、情報が入手しにくい中小企業における働き方改革の取組を支援するため、働き方改革に取り組むメリットや好事例、具体的な取組の進め方などを解説した手引きを作成しました。

県内商工会・商工会議所の協力による各会員企業への配布のほか、各地域県政情報コーナー、かながわ労働センター本・支所等県施設での配架及び神奈川働き方改革推進支援センター（公社）神奈川産業振興センター等で配布しています。

※墨ホームページでも公開しています。 神奈川墨 働き方改革の手引き

檢索

問合せ先：袖ヶ浦産業労働局労働部労政福祉課労政グループ

電話 045-210-5739

电话 010-210-3788

主な内容

- 平成31年度前期技能検定のご案内 P.1
 - 働き方改革の手引き「中小企業こそ、働き方改革を！」～働き方改革のすべてがわかる～を作成しました P.1
 - 「神奈川なでしこブランド2019」認定商品を決定！ P.2
 - 神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金のご案内 P.3
 - かながわ労働センター川崎支所・高津県税事務所の移転のお知らせ P.3
 - 「労働かながわ」広告掲載募集のお知らせ P.3

「神奈川なでしこブランド2019」認定商品を決定!

県では、女性の潜在力を多くの企業に理解していただき、女性の活躍を促進するため、女性が開発に貢献した優れた商品を認定する「神奈川なでしこブランド」、商品に関する優れたアイデアを認定する「なでしこの芽」「なでしこの種」の事業を実施しています。

この度、「神奈川なでしこブランド2019」を12件、「なでしこの芽」を1件、「なでしこの種」を2件認定しました。

2月3日(日)に、マークイズみなとみらいで認定式を開催し、認定証を贈呈しました。また、同日、神奈川なでしこブランド事業の紹介と併せて、「神奈川なでしこブランド2019」認定商品と、これまで認定された商品の一部を展示・販売しました。



【神奈川なでしこブランド2019 認定商品一覧】

1 食料品・飲料(3件)

	商品名	事業所名
1	横濱みらい「西洋ミルクまんじゅう」	株式会社ウイッシュブン
2	横浜野菜使用パキスタン風スパイスカレー	マサラモア
3	安心安全な低糖質グルテンフリーの焼き菓子	低糖質の焼き菓子工房・あんな

2 生活・文化用品(3件)

	商品名	事業所名
4	湯河原温泉源泉 100%ミスト	湯河原美人湯の会
5	mati mati (マチマチ)	株式会社ゼンリン
6	低出生体重児用肌着「orinas (オリナス)」	Baby Storia (ベビーストリア)

3 サービス(5件)

	商品名	事業所名
7	外国人向け和食料理教室の世界 FC ビジネス	わしょクック株式会社
8	プレコンセプションケア	葉山ハートセンター
9	女性専用コワーキング「ブルーコンパス」	株式会社ブルーコンパス
10	「ハマなでしこドライバー」タクシーサービス	アサヒタクシー株式会社
11	植物公園における子どもリピーター獲得企画	小田原フラワーガーデンパートナーズ

4 建物(1件)

	商品名	事業所名
12	住民さま目線の「なでしこ」現場環境パトロール	株式会社富士防

【平成30年度「なでしこの芽」「なでしこの種」認定アイデア一覧】

1 「なでしこの芽」(1件)

	アイデア名	アイデアの概要
1	鎌倉海藻飼料の開発と活用	鎌倉の海岸に漂着する年平均3,100トンの海藻を、県内で飼育されている家畜に飼料として提供するプロジェクト。市内障害者施設の利用者が、海藻の回収、飼料化を担い、収入とする。当事業はSDGsの理念に基づく。

2 「なでしこの種」(2件)

	アイデア名	アイデアの概要
1	常温で長期保存可能の災害時用低糖質保存食	糖尿病や糖質の代謝異常等により糖質制限が必要な方に向けた保存食。小麦粉不使用で、食べても血糖値の変動が少なく、インスリンの必要量を減らせる、常温での長期保存が可能な、災害時用の低糖質保存食の缶詰。
2	「介護×ちがさき牛」牛スイーツ異色のコラボ!	介護サービス事業に従事する中で、健康維持と長寿のために肉の摂取の必要性を強く痛感して開発したアイデア。かながわブランド「ちがさき牛」とコラボする、肉が摂取できるおいしいスイーツ。

※認定商品等の概要については県労政福祉課ホームページで公開しています。

● 問合せ先

神奈川県産業労働局労働部労政福祉課両立支援グループ TEL:045-210-5744

神奈川なでしこブランド

検索



神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金のご案内

精神障がい者を雇用して1年以内の中小企業が、職場指導員を設置して、障がい者が職場に定着できるよう配慮している場合に補助を行う、神奈川県独自の補助金です。

申請が可能な期間（※）には制限がありますので、詳細は県ホームページをご覧ください。

※申請可能期間：精神障がい者を雇い入れた日の翌日から起算して1年後の日まで

（例）平成30年4月1日に雇用した場合・・・平成31年4月1日まで申請が可能

●職場指導員とは？

特別な資格は必要ありませんが、雇用されている障がい者の職業生活等に関する相談にのったり、指導をしたりする役割を担い、障がい者が働きやすい職場環境を整えるキーパーソンのことです。

●補助の内容

- 補助期間：3年間
- 補助金額：1年目は月額3万円、2年目及び3年目は月額2万円

●主な補助対象条件

- 中小企業であること
- 主たる事業所（本社）が、神奈川県内に所在すること
- 常時雇用する従業員の数が、45.5人以上100人未満であること
- 一週間の所定労働時間が20時間以上の精神障がい者が1人以上在籍する事業所であること
- 職場指導員を設置していること
- 特例子会社でないこと 等（詳しくは、下記「県ホームページ」又は、「問合せ先」をご確認ください）

●問合せ先

神奈川県産業労働局労働部雇用対策課障害者雇用促進グループ

電話：045-210-5871 ファクシミリ：045-201-6952

▶ 詳細、申請書類については、[県ホームページをご覧ください。](#)

神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金

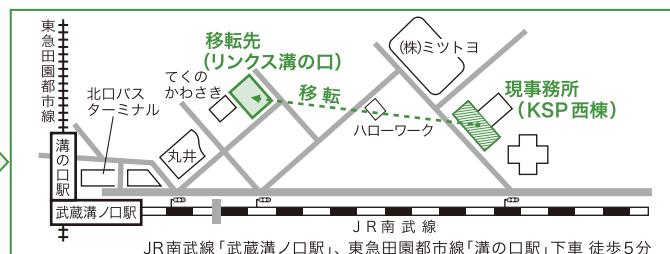
検索



かながわ労働センター 川崎支所・高津県税事務所 の移転のお知らせ

かながわ労働センター川崎支所と高津県税事務所は、現在、KSP（かながわサイエンスパーク）イノベーションセンタービル西棟で業務を行っていますが、5月20日(月)に民間施設「リンクス溝の口」内に移転し、業務を開始する予定です。

移転先	〒213-0001 〒213-8515（高津県税事務所専用郵便番号） 川崎市高津区溝の口1-6-12 リンクス溝の口
電話	高津県税事務所 044-833-1231(代表) かながわ労働センター川崎支所 044-833-3141 ※電話番号は変わりません。



「労働かながわ」広告掲載募集のお知らせ

平成31年度「労働かながわ」への広告掲載の募集を行います。広告の掲載を希望される方は、次によりお申し込みください。

(1) 「労働かながわ」の概要

時宜に応じた労働に係わる経済、社会の問題や労働情勢などの最新の情報を県内の労働組合や事業所の皆様に提供することで、円滑な労使関係、豊かな勤労者生活の実現に寄与することを目的に発行しています。

○ 発行回数等 年6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）

○ 発行部数 毎回4,200部（県内労働組合、県内事業所、県内団体等に配布）

(2) 広告募集内容等について

募集時期等	平成31年3月4日(月)から3月13日(水)
応募方法	募集内容、応募方法等詳しくは、上記の期間中に、県のホームページに掲載しますので、ご覧ください。 県のホームページ http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/cnt/f3132.html (掲載期間3月4日～13日)

●問合せ先 神奈川県産業労働局労働部労政福祉課労政グループ TEL: 045-210-5739

かながわ労働情勢 10月

I 主要労働団体の機関開催

連合神奈川

【第360回 五役会、第333回 執行委員会】
11月27日、第360回五役会、第333回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 役員の変更、委員の推薦等について
- 役員の任務分担および専門委員会等の委員について
- 政治活動の取組について
- 2019年度の政策活動について
- その他

【第361回 五役会、第334回 執行委員会】

12月18日、第361回五役会、第334回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 役員の変更、委員の推薦等について
- 政治活動の取組について
- 連合神奈川(2019春季生活闘争方針ーー)について
- 2019中小学校会の開催について
- その他

【第362回 五役会、第335回 執行委員会】

1月22日、第362回五役会、第335回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 各種委員の変更等について
- 緊急時連絡体制について
- 連合ビジョン(案)、連合運動強化特別委員会「中間報告」に関する組織討議について
- 政治活動の取組について
- その他

■神奈川労連

【第3回幹事会】

12月1日、第3回幹事会を開催し、次のことを協議した。

1 19国民春闘方針案、春闘決起スタート集会

2 秋の拡大月間の取組

3 外国人労働者の受け入れ拡大への対応について

4 消費税増税を阻止する取組

5 その他

■神奈川労連

【第4回幹事会】

1月5日、第4回幹事会を開催し、次のことを協議した。

1 秋から年末の取組のまとめ

2 19国民春闘方針の具体化について

3 組織拡大の最重要点戦略の具現化

4 神奈川県知事選挙の取組

II 主要労組の定期大会

■日本労働組合総連合会神奈川県連合会相模原地域連合

相模原地域連合(川崎晴彦議長、約18,200人)は、12月13日、相模原教育会館において、代議員、来賓等約80名が出席し、第28回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 組織強化・拡大の取組
- 連合の役割を認識した、組合員や市民に信頼される労働運動の展開
- 広報活動の充実と教育活動の推進に向けて
- 労働者の暮らしの安心・安定の街づくりに向けた政策・制度要求・提言活動の強化
- その他

【役員の氏名】

議 長 川崎 晴彦(基幹労連)
議 長 代 行 武田 秀雄(自治労)
副 議 長 河野 安孝(電機連合)
〃 渋谷 雄二(自動車連続)
〃 木村 德泰(神教協)
〃 矢部 健(J AM)
〃 山口 秀重(電力連続)

■日本労働組合総連合会神奈川県連合会湘南地域連合

湘南地域連合(岩崎幸司議長、約31,000人)は、12月7日、藤沢市民会館において、代議員、来賓等約140名が出席し、第28回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 社会的影響力のある地域労働運動の強化と「40万連合神奈川」へ向けた組織拡大・組織強化の取組
- 「働くことを軸とする安心社会」の構築に向けた政策・制度要求活動の強化
- 雇用創出・安定の取組と労働条件の確立・向上
- 平和と人権・男女平等社会の実現
- その他

【役員の氏名】

議 長 岩崎 幸司(私鉄連)

議 長 代 行 興濃 寿人(J AM)
副 議 長 佐藤 大輔(神教協)
副 議 長 竹森 刚(自動車連続)
〃 浅岡 誠(自動車連続)
〃 麻屋 充洋(UAゼンセン)
〃 冲本 雅樹(基幹労連)
〃 藤田 竜一(J EC連合)

■日本労働組合総連合会神奈川県連合会湘南地域連合

西湘地域連合(齋藤政和議長、約20,000人)は、12月6日、平塚市教育会館において、代議員、来賓等約100名が出席し、第28回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 組織強化と拡大の取組
- 政策制度課題への取組
- 政治活動への取組

【役員の氏名】

議 長 齊藤 政和(J AM)
議 長 代 行 小嶋 翼綱(神教協)
副 議 長 大庭 克己(電機連合)
〃 小田 一仁(自動車連続)
〃 須貝 雄一(全電線)
〃 長谷川 淳一(電力連続)
〃 大森 健司(自治労)
〃 川口 実(ゴム連合)

■神奈川県労働組合共闘会議

神奈川県労働組合共闘会議(川島端次議長、約540人)は、12月1日、かながわ労働ブライオにおいて、代議員、役員、来賓等約20名が出席し、第28回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 賃金抑制攻撃はねのけ、賃上げ・雇用確保、全国一律最賃制(時給1500円)を確立
- 消費税の軽減税率ではなく、消費税10%に反対
- 労働法制改悪の働き方改革関連法の廃止と職場導入反対、罰則規定の実現、労働時間削減拡大、解雇の金銭解決に反対
- 女性、臨時労働、パートタイム、派遣労働者、嘱託労働者、有期雇用労働者、外国人労働者などの同一価値労働、同一賃金、均等待遇及び社会保障制度を確立、労働契約法18条・19条・20条を職場で利用しよう

5 その他

【役員の氏名】

議 長 川端 勇次(全国一般全国協神奈川)
副 議 長 吉良 実(横浜市総務財政支部)
事 務 局 長 小内 秀高(学校事務職労神奈川)

■三浦半島地域連合

三浦半島地域連合(滋野秀昭議長、約20,000人)は、11月28日、ブルーギュンさかににおいて、代議員、来賓等約80名が出席し、第28回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 労働者の生活安定に向けた取組
- 三浦半島市1町にむけた「政策・制度要求と提言」の取組
- 組織体制の強化、構成組織との連携事業の強化の取組
- 政策実現に向けた政治活動の取組
- 労働者福祉活動・地域貢献活動の取組

【役員の氏名】

議 長 滋野 秀昭(自動車連続)
議 長 代 行 酒井 一豊(全乳業)
副 議 長 松本 好雄(基幹労連)
〃 及川 政昭(電機連合)
〃 許斐 正典(自治労)
〃 碓部 正見(J P労組)
〃 抜井 健司(J AM)

■日本労働組合総連合会神奈川県連合会厚木愛甲地域連合

厚木愛甲地域連合(北原武謙議長、約22,000人)は、11月27日、厚木商工会議所において、代議員、来賓等約90名が出席し、第28回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 40万連合神奈川へ向けた組織拡大・組織強化の着実な前進と社会的影響力のある労働運動の強化
- 「働くことを軸とする安心社会」の構築に向けた政策・制度要求と提言活動強化

【役員の氏名】

議 長 北原 武(電機連合)
議 長 代 行 小池 勝彦(自動車連続)
副 議 長 佐藤 浩一(自治労)
〃 青木 勝彦(自動車連続)
〃 松原 精二(自動車連続)

■神奈川労働相談ネットワーク

神奈川労働相談ネットワーク(飼良昭代表、21団体・労組)は、11月26日、神奈川労働文化会館において、代議員、来賓等約30名が出席し、第20回総会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 労働相談活動・弁護士相談を行い、支援基金により訴訟支援も行う
- 非正規基金の利用促進、財政基盤の強化
- 学習・情報拡大・労働センターと連携しての事例検討
- 労働審査実務経験交流会の開催

5 その他

【役員の氏名】

代 表 井上 啓(横浜法律事務所)
事 務 局 長 山岡 達平(神奈川総合法律事務所)

■全造船関東地協労働組合

全造船関東地協労働組合(青木直史執行委員長、約1,400人)は、11月24日、波止場会館において、代議員、来賓等約50名が出席し、第3回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 19春闘に勝利しよう
- 解雇撤回をはじめすべての争議・反合理化闘争に勝利しよう！
- 組織拡大をすすめ組織の仲間を組合に
- 労災職業病・環境破壊をなくそう

5 その他

【役員の氏名】

執行委員長 青木 直史(住重追浜・浦賀分会)

副執行委員長 佐藤 忠広(いすゞ自動車分会)

〃 佐藤 祐子(しょうじん人競輪組)

〃 柳田 普也(JAM労組)

〃 宗澤(神奈川シティユニオン)

〃 曰和田典之(よこはまシティユニオン)

■神奈川県共通ユニティ・ユニオン

神奈川県共通ユニティ・ユニオン(桧鼻達実執行委員長、40人)は、11月23日、相模原市民会館において、役員、組合員、来賓等約20名が出席し、第20回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 地域に根差したユニオン運動の推進と労働者の権利の確立をすすめよう
- ユニオン活動の活性化を推進し、組織体制の確立と拡大をめざそう
- 共闘連携の推進と中央、地域課題への取組
- ユニオン財政の確立と安定化をめざします

【役員の氏名】

執行委員長 桧鼻 達実

副執行委員長 酒井 知機

〃 石原 均

書記長 田中 俊策

■日本労働組合総連合会神奈川県連合会県中央地域連合

県中央地域連合(綿引芳弘議長、約15,000人)は、11月22日、オーラフランティアホテル八ヶ岳会館において、代議員、来賓等約65名が出席し、第28回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 労働運動の活性化・労働諸条件改善の取組
- 組織拡大・強化の取組
- 「政策・制度要求と提言」を中心とした、地域行政に関わる取組
- 労働者福祉向上の取組

5 その他

【役員の氏名】

議 長 編 有弘(J P労組)

副 議 長 佐藤 英治(自動車連連)

〃 望月幸之助(自治労)

〃 田中 義俊(J AM)

〃 斎藤 篤司(U A ゼンゼン)

〃 熊木 亜衣(全労聯)

〃 田中 宏亮(神教協)

■日本労働組合総連合会神奈川県連合会川崎地域連合

川崎地域連合(藤吉誠一郎議長、約75,000人)は、11月16日、川崎市立労働会館において、代議員、傍聴者等約130名が出席し、第28回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- すべての働く者の労働条件向上、働く環境の改善をめざして
- 地域や家族のなかまの和を大切にして働く者の輪を広げるために
- 働くことを軸とする安心社会の実現や明るく住みよい地域・社会をめざして

【役員の氏名】

議 長 藤吉誠一郎(J AM)

議 長 代 行 野坂 智也(神教協)

副 議 長 根本 裕之(自動車連連)

〃 渡部 堅三(基幹労連)

〃 岩田 明(労連)

〃 古川 晃(フード連合)

〃 鈴木 千秋(基幹労連)

〃 佐藤 庄信(基幹労連)

〃 小山 國正(私鉄連)

〃 稲富 正行(電機連合)

〃 平野 信(自治労)

■三浦半島地区労働組合センター

三浦半島地区労働組合センター(佐藤治議長、約9,200人)は、11月9日、横須賀三浦教育会館において、代議員、来賓等約40名が出席し、第27回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 中小労組、未組織労働者、争議組合対策について
- 平和で住み良い街づくり、民主的な地方政治の推進について
- その他運動課題・共闘について

【役員の氏名】

議 長 佐藤 治(神奈川県高等学校教職員組合)

副 議 長 渡辺 健二(全駐労横須賀支部)

〃 丸茂 恵(三浦半島地区教職員組合)

〃 植 亮(芝浦メカトロニクス労働組合)

横須賀・三浦地域労働組合総連合

横須賀・三浦地域労働組合総連合(松本静朗議長、約4,000人)は、10月3日、横須賀合同庁舎において、代議員、来賓等約40名が出席し、第29回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 組織の拡大・地域労連の組織的拡大強化
- 労働法制の改悪に反対し、「最低賃金の引き上げ」、アベノミクスの破綻から、すべての労働者の賃上げと、暮らしと雇用を守る
- 憲法改正阻止・安倍派走行政にストップを

4 消費税増税に反対し、社会保障の拡充を

【役員の氏名】

議 長 松本 静児(駅事会推進)

副 議 長 西川 智幸(神奈川県一般横須賀支部)

事 務 局 長 田中 隆雄(よこさん合同労組)

ご予約
お問合せは

いこいの村あしがら

TEL 0465-82-2381

FAX 0465-82-2384

URL <http://www.ikoi.or.jp>

各プランご利用にあたって
・ご予約の際は必ずプラン名をお伝え下さい。
・お部屋は全室和室になっております。
・入湯税は宿泊1名様につき150円別途承ります。
・1部屋4~5名様料金です。

労働委員会の動き

調整事件関係では、新規申請(あっせん)が1件(14件)、終結は1件(18件)でした。不当労働行為事件関係では、新規申立てが1件(25件)、終結は6件(32件)でした。

それぞれの事件の申請、申立て、終結状況は、次のとおりです。※括弧内は、平成30年の累計件数です。

調整事件一覧(12・1月申請・終結分)

	事件名	調整種別	申請者	被申請者	申請日	調整事項	終結日	終結事由
終結	平成30年 (調)第11号事件	あっせん	労働組合	株式会社(建設業)	平成30年 10月 4日	・誠実団体交渉実施 ・配置換えの撤回	平成31年 1月 9日	打切り
申請	平成30年 (調)第14号事件	あっせん	労働組合	社会福祉法人(医療、福祉)	平成30年 12月 4日	・組合員の自宅待機措置の解除 ・職場復帰後の職場環境の改善		

不当労働行為事件一覧(12・1月申立て・終結分)

	事件名	申立人	被申立人	申立日	救済申立事項	終結日	終結事由
終結(和解等)	平成30年 (不)第21号事件	労働組合	株式会社(建設業)	平成30年 10月 4日	・直接交渉の禁止 ・陳謝文の掲示	平成30年 12月12日	関与和解
	平成28年 (不)第6号事件	労働組合	株式会社(教育、学習支援業)	平成28年 2月10日	・新賃金制度の導入及び家族手当の見直しの撤回 ・特別教習規定及び休業時給与補償規定の廃止の禁止 ・元組合員1名の配転の撤回及び原職復帰 ・組合員の範囲を狭める旨の指図の禁止 ・誠実団体交渉実施 ・夏季一時金の支払遅延による損害の補填 ・陳謝文の掲示	平成30年 12月17日	取下げ
	平成29年 (不)第32号事件	労働組合	有限会社(製造業) 株式会社(建設業)	平成29年 12月 7日	・団体交渉応諾 ・団体交渉内容の秘密録音の禁止 ・休業補償給付請求に係る事業主証明の実施 ・陳謝文の掲示	平成30年 12月18日	関与和解
	平成28年 (不)第29号事件	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	平成28年 12月28日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の掲示	平成30年 12月19日	無関与和解
	平成30年 (不)第8号事件	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	平成30年 5月25日	・賃金・役職の差別的取扱いの解消 ・差別的な配置転換の禁止 ・陳謝文の手交	平成30年 12月19日	無関与和解
申立て	平成28年 (不)第15号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(サービス業)	平成28年 7月 7日	・直接交渉・脱退工作の禁止 ・組合に対する誹謗中傷の禁止 ・陳謝文の掲示	平成31年 1月11日	全部救済
	平成30年 (不)第25号事件	労働組合	株式会社(複合サービス事業)	平成30年 12月10日	・解雇撤回、原職復帰 ・バックペイ ・誠実団交実施 ・陳謝文の掲示		

前回(1・2月号)で、「不当労働行為事件一覧(10・11月 申立て・終結分)に掲載漏れがありましたので、追記いたします。

	事件名	申立人	被申立人	申立日	救済申立事項	終結日	終結事由
終結(和解等)	平成29年 (不)第12号事件	労働組合	医療法人(医療、福祉)	平成29年 4月21日	・誠実団体交渉実施 ・休職期間満了による退職扱いの撤回 ・労災保険給付請求手続きへの協力 ・陳謝文の掲示	平成30年 11月30日	関与和解



ケアとしての就労支援

斎藤 環 松本俊彦 井原 裕【監修】
出版社 日本評論社

「ケアとしての就労支援」という考え方とは、古くて新しいものです。古くは生活臨床などにルーツがあります。伝統的な精神医療の枠組みでは、生活習慣の維持やリハビリテーションの機能を兼ねた、作業所での訓練のような位置づけが多かったように思えます。ここでは「就労は義務ではなく権利だ」との考え方で、支援の現場から、発達障害、うつ、依存症、そしてひきこもりと就労など、就労支援を考えます。



「AIで仕事がなくなる」論のウソと真相

この先15年の現実的な雇用シフト
海老原 嗣生
出版社 イースト・プレス

2013年、オックスフォード大学のフレイ＆オズボーンにより論文「雇用の未来」が発表されて以来、AIの進展で起きる雇用崩壊・AI失業等に関する議論が世間をにぎわしている。一方、現在は先進諸国では深刻な労働力不足が叫ばれる。AIによる雇用削減はスマートな雇用移行をもたらすのか、それともさらなる混乱を招くのか？また、その時期は？本書はAIの現実と企業の実務面からの検証を踏まえ、今後15年の社会の推移を予測する。

シリーズ 実務に役立つ労働判例

36協定の締結当事者

トーコロ事件 最2小判 平13・6・22 労働判例808号11頁

1 事案の概要

X(1審原告、被控訴人、被上告人)は、平成3年7月11日にY(1審被告、控訴人、上告人)に採用されました。Yの主たる業務は、学校から受注する卒業記念アルバム制作であり、定時は午前8時半から午後5時半で、毎年11月から翌年3月までが繁忙期(シーズン)でした。

Xは、同年9月まではほとんど定時帰宅し、10月初旬頃から毎日30分ないし1時間45分程度残業をするようになりました。

同年11月上旬の研修時に、管理職から「シーズン中は病気の場合に限って有給を認める」旨の発言があり、Xは労基法違反であると反発しました。

Xは、同年11月19日頃、C営業部長から「納期は絶対」「労基法違反のことなどいわず、まわりを見て自分から残業しなさい。」と説得されましたが、Xは眼精疲労を訴え、長時間の残業は無理である旨述べています。そのころは、ほぼ全社で午後9時頃まで残業が行われ、午前0時頃まで残業する者もあり、12月には、写真部門などでは連日4、5時間の残業が行われていました。

翌年1月31日、C営業部長はXに「来週1週間、午後9時まで残業をやりなさい。業務命令だ。」と告げましたが、Xは残業をせず、2月3日は眼精疲労の受診のため欠勤して診断書を提出し、その後定時帰宅するようになりました。2月20日、Yの社長は、Xに対し、自己都合退職するよう勧告し、Xが拒否すると、業務命令違反等を理由に解雇しました。

1審(東京地判平6・10・25労働判例662号43頁)は、36協定の締結当事者のMは友の会代表で、同会は、役員を含めたYの全従業員によって構成された親睦団体であって、労働者の自主的団体とは認めがたく、本件36協定は、親睦団体の代表者Mが自動的に労働者代表となって締結されたものというほかなく、作成手続において適法・有効なものとはいがたいとし、本件36協定が無効である以上、Xに時間外労働をする義務はなく、Xが残業を拒否等したからといって、解雇事由にあたらないとしました。

控訴審(東京高判 平9・11・17労働判例729号44頁)も、36協定は、実体上、使用者と、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、そのような労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者との間ににおいて締結されたものでなければならぬことは当然であり、本件36協定の当事者Mは友の会の代表者であって「労働者の過半数を代表する者」には当たらないとして、本件残業命令は無効であるとしました。また仮に36協定が有効な場合であっても、労働者に残業命令に従えないやむを得ない事由がある場合、労働者

は残業命令に従う義務はないとしたしました。

Yが上告しました。

2 判決の要旨

上告棄却

協定当事者が労働者の過半数を代表する者ではないから本件36協定が有効であるとは認められず、被上告人が本件残業命令に従う義務があったということはできないとし、被上告人に対する本件解雇を無効とした原審の判断は、正当として是認することができる。

3 解説

本件において36協定の労働者過半数代表者の選出手続きが採られず、友の会の代表者Mが36協定を締結したにすぎないときには、その36協定は無効であって、これを前提として発したXに対する残業命令も無効となり、無効な残業命令に従わないことを理由とする本件解雇も無効とされました。

労基法36条は、使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができます。なお、時間外労働命令の民事上の根拠についての日立製作所事件(最1小判平3・11・28労働判例594号7頁)を控訴審判決も引用しています。

「労働者の過半数を代表する者」は当該事業場の労働者により適法に選出されなければなりませんが、適法な選出といえるためには、当該事業場の労働者にとって、選出される者が労働者の過半数を代表して36協定を締結することの適否を判断する機会が与えられ、かつ、当該事業場の過半数の労働者がその候補者を支持していると認められる民主的な手続がとられていることが必要です(労基則6条の2第1項2号)。

働き方改革関連法の施行に伴い、労働基準法施行規則に、過半数代表者は「使用者の意向に基づき選出されたものでないこと」との規定が設けられます。これは、労働基準法の規定に基づき労働者の過半数を代表する者を選出するに当たって使用者側が指名するなど不適切な取扱いを禁止するものです。また、「使用者は、過半数代表者がその事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない」との規定も設けられています。

法政大学法学部講師 山本 圭子(やまもと けいこ)

かながわ労働センターだより

センターに寄せられた労働相談事例

Q

会社で人事や労務管理を担当しています。当社では正社員とパートタイム労働者(パート労働者)を雇用しており、パート労働者の勤務日数は従業員により異なっています。

また、毎月シフトを作成して従業員の勤務日を決定していて、パート労働者から休みの希望があればその日を勤務日にしないよう配慮しています。先日、パート労働者から年次有給休暇(年休)があるはずだから取得



したいと申し出がありました。制度はどのようになっていますか。また、会社が従業員に対して一定日数の年休を取得させることが義務になるということも聞きましたが、どのような制度でしょうか。

A

労働基準法では、労働者の心身のリフレッシュを図ることなどを目的として、使用者に対して、要件を満たした労働者に年休を与える義務を課しています。また、年休を取得する理由は、原則として問われることはありません。使用者は雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者(管理監督者を含む)には、年10日の年休を与えなければなりません。この日数は以降1年ごとに加算され、最高20日まで加算されます。これは、あくまでも法律で定められた最低基準ですから、使用者が就業規則等に基づき法を上回る年休を労働者に与えることは望ましいことです。また、パート労働者など所定労働日数が少ない労働者については、その週所定労働時間や1年間の所定労働日数に比例して、一定日数の年休が与えられますので、正社員だけでなく、パート労働者から年休取得の申し出があれば、使用者は労働者が請求する時季に与えなければなりません。しかし、年休取得者が多数で、代替要員の確保が困難な場合など、事業の正常な運営を妨げる場合に限っては、使用者は時季を変更することができます。

また、労働者各人に与えられる日数のうち5日を超える部分については、労使協定(労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその組合と、そのような組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と使用者との、書面による協定)を締結すれば、使用者が時季を定めて計画的に与えることができます(計画的付与)。

年休は原則として、労働者が請求する時季に与えることとされていますが、職場への配慮やためらい等の理由から取得率が低調な現状にあり、年休の取得促進が課題となっています。このため、今般成立した働き方改革関連法において、平成31年4月から、全ての企業において、年10日以上の年休が与えられる労働者(管理監督者を含む)に対して、年休を与えた日(基準日)から1年以内に年休の日数のうち年5日について、使用者が取得時季を指定して与えることが必要となりました。なお、年休を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要であり、労働者が自ら申し出て取得した日数や、計画的付与の日数については、5日から控除することができます。使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければなりません。また、労働者ごとに年休管理簿を作成し3年間保存しなければならないことになりました。

使用者には、各制度の活用や、労働者との話し合いにより、年休の取得促進を図ることが望されます。

*労働相談は下記の本所・各支所でお受けしています。

かながわ労働センター (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/>)

本 所 横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階 ☎ 045-633-6110(代)

川崎支所 川崎市高津区坂戸3-2-1 KSP西棟2階 ☎ 044-833-3141

※川崎支所は2019年5月20日(予定)に移転します。詳細はP3をご覧ください。なお、電話番号は変わりません。

県央支所 厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階 ☎ 046-296-7311

湘南支所 平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館 ☎ 0463-22-2711(代)

*メールでの労働相談にもお応えしています。

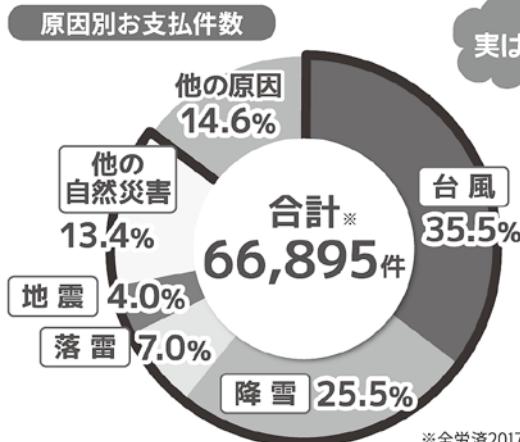
かながわ労働センター メール労働相談

検索

全労済の住まいの共済

火災共済・自然災害共済
風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

自然災害への備えは充分ですか？



実は… 共済金お支払いの
約85%が自然災害に
によるものです!
自然災害共済
をおすすめします!



※全労済2017年度「住まいに関する共済金」原因別お支払件数

全労済 神奈川推進本部

(神奈川県労働者共済生活協同組合)

ここに掲載している内容は、制度の概要を説明したものです。詳細は「ご契約のしおり」などをご確認ください。

快適な“住まい”
実現のために
リフォームローン

Rokin with you 働くあなたを
もっと応援

マイホームのリフォーム・増改築資金
お使いみち 本人居住用住宅・セカンドハウスの購入資金

◆最高2,000万円 ◆最長20年 ◆無担保
◆団体信用生命保険付(最高2,000万円)※ご融資額の範囲内となります

変動金利型
年2.0% 保証料は金庫が負担致します。
年1.8% 保証料は金庫が負担致します。

固定金利型
年2.1% 保証料は金庫が負担致します。
年1.9% 保証料は金庫が負担致します。

団体会員限定^{くずつとサポート引下げ}
引下げ要件を満たす場合、上記のとおり 年 0.2% 金利
引下げ要件
①財形貯蓄またはエース預金のご契約^{※1}
(右記の①・②のいずれか)
②有担保または無担保ローンのご契約^{※2}
※1:リフォームローン申込時点(仮審査申込を含む)で「契約日から1年以上経過」かつ
「残高12万円以上」の方。
※2:リフォームローン申込時点(仮審査申込を含む)で(中央ろうきん)の有担保ローンま
たは無担保ローン(マイプランを含む)をご返済中の方。
●引下げ要件をともに満たしている場合でも、金利引下げ幅は年0.2%となります。

【金利適用期間】2019年3月29日ご融資実行分まで
となります。※金利情勢の変化により、金利は変更となる場合がございます。※実際のご融資金利は、お申込時点の金利ではなく、お借入れ時点の金利が適用となります。※左記商品は、金利引下げ制度「はるかぜ引下げ」の適用が受けられます。(身体障害者手帳を保有している方が対象となります。)※団体会員の構成員以外の方は、ご利用にあたって中央ろうきん友の会に入会すること、または当金庫の個人会員(最低出資金1,000円が必要)となることが必要な場合があります。※店頭やホームページで、ご返済額の試算ができます。※ご返済が滞った場合は金利引下げが受けられない場合があります。※審査の結果、ローン利用のご希望にそえない場合があります。※団体信用生命保険は、健康状態によっては保険会社の加入承諾が得られない場合があります。※所員会員により、ご融資条件等が異なる場合があります。※店頭に説明書をご用意しております。

<お問い合わせ・ご相談は>

①商品のご案内はお客様相談デスク

(平日 9:00~18:00) Tel. 0120-86-6956

②ローンの詳しいご相談は(中央ろうきん)の各営業店へお問い合わせください。※各営業店の連絡先については(中央ろうきん)ホームページまたはお客様相談デスクでご確認ください。

無担保ローン
Web仮審査実施中!
24時間、いつでも、お気軽に。
中央ろうきん 検索
<http://chuohirokin.com>

2019年2月1日現在

労働かながわ

平成31年3月1日発行 第718号

発行所／神奈川県産業労働局労働部労政福祉課

〒231-8588(住所不要)

TEL 045-210-5739(ダイヤルイン)

FAX 045-210-8873

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対する
ご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。

●産業労働局労働部労政福祉課への問合せフォームを
ご利用ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

職場の皆様に回覧してお読みください。